



健発第0602002号
平成18年5月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



定期の予防接種実施要領の一部改正について

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第210号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第128号）の施行に伴い、「定期の予防接種の実施要領の一部改正について」（平成17年7月29日付け健発第0729001号厚生労働省健康局長通知）を下記のように改正し、平成18年6月2日から適用する。

記

第1の16（1）中「経口生ポリオワクチン」の次に「乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン」を加える。

第2の3中「3 麻しん及び風しんの予防接種」を「3 麻しん又は風しんの予防接種」に改め、第2の3（1）ア及びイ中「及び風しん」を「又は風しん」に、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン」を「乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン」に改め、同（1）ウを次のように改める。

ウ 麻しん及び風しんの第1期又は第2期において、麻しん及び風しんを同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンによること。

第2の3（1）エを削る。

第2の3の（2）中「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン」を「乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン」に改める。

定期の予防接種実施要領の一部改正について（新旧対照表）

○「定期の予防接種の実施について」（平成17年7月29日付け健発第0729001号厚生労働省健康局長通知）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>第1 総論</p> <p>1～15 （略）</p> <p>16 他の予防接種との関係</p> <p>(1) <u>三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン</u>又は経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。</p> <p>(2) （略）</p> <p>17 （略）</p> <p>第2 各論</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 <u>麻しん又は風しんの予防接種</u></p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア <u>麻しん又は風しん</u>の第1期の予防接種は、<u>乾燥弱毒生麻しんワク</u></p>	<p>別紙</p> <p>第1 総論</p> <p>1～15 （略）</p> <p>16 他の予防接種との関係</p> <p>(1) 三価混合の経口生ポリオワクチン、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は経皮接種用乾燥BCGワクチンを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上置くこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、日本脳炎ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを接種した日から次の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上置くこと。</p> <p>(2) （略）</p> <p>17 （略）</p> <p>第2 各論</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 <u>麻しん及び風しんの予防接種</u></p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア <u>麻しん及び風しん</u>の第1期の予防接種は、<u>乾燥弱毒生麻しん風し</u></p>

チン、又は乾燥弱毒生風しんワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん又は風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対し、1回行うこと。

ウ 麻しん及び風しんの第1期、又は第2期において、麻しん及び風しんを同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンによること。

(削除)

(2) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

4・5 (略)

ん混合ワクチンにより、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し、1回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん及び風しんの第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対し、1回行うこと。

ウ 平成18年3月31日以前に麻しん又は風しんに係る定期の予防接種を受けた者については、ア及びイにかかわらず、麻しん及び風しんの第1期及び第2期の予防接種の対象者とはならないこと。

エ 平成18年3月31日以前に麻しん又は風しんの予防接種をいづれも受けていない者であって、イに該当するものについては、第2期の予防接種の対象者となるものであること。

(2) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

4・5 (略)